

前文

- これまで本県では、障害のある人の福祉向上のため様々な取組が行われ、障害及び障害のある人に対する県民の理解は徐々に深まってきている。しかしながら、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別や様々な社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があり、障害のある人もない人も、互いに納得のできる社会的な配慮が一層求められている。また、本県において、障害のある人は増加傾向にあり、高齢化や障害の重度化、多様化が進んでいる。
- このような状況を踏まえ、障害のある人が必要とする福祉、医療、雇用、教育等を充実させるとともに、障害及び障害のある人の現状と課題について理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることのない社会づくりに、県民を挙げて取り組まなければならない。
- 障害を理由とするいかなる差別もなくし、すべての障害のある人の人権が尊重され、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくりを目指す。

目的

○障害を理由とする差別の解消について ①基本理念、②県及び県民の責務、県の施策の基本となる事項を定める。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

定義

「障害のある人」・・・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

※高次脳機能障害、難病含む

「社会的障壁」・・・障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

「障害を理由とする差別」・・・障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしないこと。

関係者の責務等

「県の責務」・・・施策を策定、実施しなければならない。

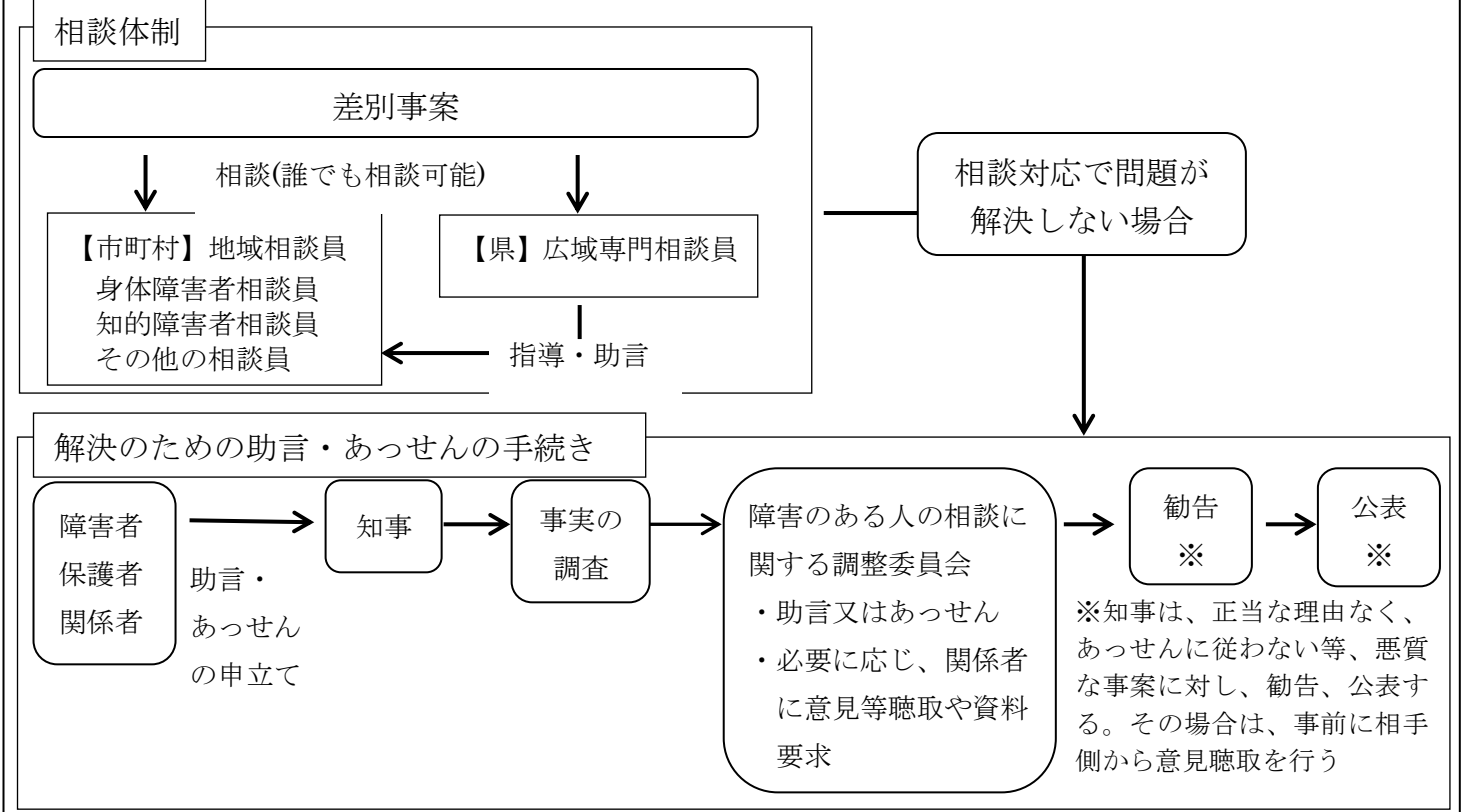
「県民の責務」・・・障害及び障害のある人への理解を深め、県・市町村が実施する施策に協力するよう努める。

「市町村との連携」・・・県は、市町村と連携して施策の策定、実施に努める。市町村に対する情報提供、技術的助言等の必要な支援を行う。

差別の禁止

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。
- ガイドラインにおいて、分野別に障害を理由とする差別の具体例を記載し、周知を図る
福祉、医療、商品販売・サービス、労働・雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用
不動産取引、情報の提供、意思表示の受領など

相談体制及び紛争解決



普及啓発等

- 障害及び障害のある人に対する県民の理解を深めるための普及啓発。
- 障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供など。
- 学校において、障害及び障害のある人に関する正しい知識を持つための教育を推進。

協議会の設置

- 障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため協議会を置く。

その他

- 施行期日 平成28年4月1日（相談体制の整備や県民への周知等の準備期間をとるため）
- 見直し規定 3年経過後の見直し規定を置く。